

別表第1（第2条、第4条関係）

市内において生じた事故等に基づく措置基準

| 措 置 要 件   | 期 間   |
|---|---|
| <p>(虚偽記載)</p> <p>1 市工事の請負契約に係る一般競争及び指名競争において、競争入札参加資格確認申請書、競争入札参加資格確認資料その他の入札前の調査資料に虚偽の記載をし、契約の相手方として不適当と認められるとき。</p>   | <p>当該認定をした日から<br/>1か月以上6か月以内</p>                                  |
| <p>(過失による粗雑工事)</p> <p>2 市工事の施工に当たり、過失により当該建設工事等を粗雑にしたと認められるとき（かしが軽微であると認められるときを除く。）</p> <p>3 一般の建設工事等の施工に当たり過失により当該建設工事等を粗雑にした場合において、かしが重大であると認められるとき。</p>  | <p>当該認定をした日から<br/>1か月以上6か月以内</p> <p>当該認定をした日から<br/>1か月以上3か月以内</p> |
| <p>(契約違反)</p> <p>4 第2号に掲げる場合のほか、市工事の施工に当たり、契約に違反し、契約の相手方として不適当と認められるとき。</p>   | <p>当該認定をした日から<br/>2週間以上4か月以内</p>                                  |
| <p>(安全管理措置の不適切により生じた公衆損害事故)</p> <p>5 市工事の施工に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、公衆に死亡者若しくは負傷者を生じさせ、又は損害（軽微なものを除く。以下同じ。）を与えたと認められるとき。</p> <p>6 一般の建設工事等の施工に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、公衆に死亡者若しくは負傷者を生じさせ、又は損害を与えた場合において、当該事故が重大であると認められるとき。</p> | <p>当該認定をした日から<br/>1か月以上6か月以内</p> <p>当該認定をした日から<br/>1か月以上3か月以内</p> |

| 措 置 要 件  | 期 間   |
|--|---|
| <p>(安全管理措置の不適切により生じた工事関係者事故)</p> <p>7 市工事の施工に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、工事関係者に死亡者又は負傷者を生じさせたと認められるとき。</p> <p>8 一般の建設工事等の施工に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、工事関係者に死亡者又は負傷者を生じさせた場合において、当該事故が重大であると認められるとき。</p> | <p>当該認定をした日から<br/>2週間以上4か月以内</p> <p>当該認定をした日から<br/>2週間以上2か月以内</p> |

別表第2（第2条、第4条関係）

贈賄又は不正行為等に基づく措置基準

| 措 置 要 件  | 期 間  |
|--|--|
| <p>(贈賄)</p> <p>1 有資格業者である個人若しくは法人の代表者若しくは役員又は有資格業者の使用人が、宇部市の職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕されたとき。</p> <p>2 次の(1)、(2)又は(3)に掲げる者が宇部市の職員に対して行った贈賄の容疑により公訴を提起されたとき。</p> <p>(1) 代表役員等</p> <p>(2) 一般役員等</p> <p>(3) 使用人</p> | <p>逮捕を知った日から公訴の提起又は公訴の提起をしない処分が行われたことを知った日まで</p> <p>公訴を知った日から</p> <p>8か月以上24か月以内</p> <p>6か月以上18か月以内</p> <p>4か月以上12か月以内</p> |

| 措 置 要 件  | 期 間   |
|--|---|
| <p>3 次の(1)から(3)までに掲げる者が、宇部市の職員以外の他の公共機関等の職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</p> <p>(1) 代表役員等<br/>(2) 一般役員等<br/>(3) 使用人</p>   | <p>逮捕又は公訴を知った日から</p> <p>4か月以上9か月以内<br/>2か月以上6か月以内<br/>2か月以上4か月以内</p>            |
| <p>(独占禁止法違反行為)</p> <p>4 市工事に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1号に違反し、建設工事等の請負契約の相手方として不相当であると認められるとき。</p> <p>5 上記以外の建設工事等に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1項第1号に違反し、契約の相手方として不相当であると認められるとき。</p>                           | <p>当該認定をした日から</p> <p>6か月以上24か月以内</p> <p>当該認定をした日から</p> <p>2か月以上24か月以内</p>       |
| <p>(競売入札妨害又は談合)</p> <p>6 市工事に関し、代表役員等又は一般役員等（以下「役員等」という。）若しくは使用人が競売入札妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</p> <p>7 上記以外の建設工事等に関し、役員等若しくは使用人が競売入札妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</p> | <p>逮捕又は公訴を知った日から</p> <p>6か月以上24か月以内</p> <p>逮捕又は公訴を知った日から</p> <p>3か月以上24か月以内</p> |

| 措 置 要 件  | 期 間   |
|--|---|
| <p>(暴力団排除)</p> <p>8 役員等又は有資格業者の経営に事実上参加している者が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。）第2条第2号に規定する団体（以下「暴力団」という。）、暴力団対策法第2条第6号に規定する者（以下「暴力団員」という。）又は暴力団の構成員ではないが、暴力団と関係を持ちながら、その組織の威力を背景として暴力的不法行為等を行う者及び暴力団に資金や武器を供給するなどして、その組織の維持・運営に協力し、若しくは関与する者（以下「暴力団準構成員」という。）であるとき。</p> <p>9 役員等が業務に関し、不正に暴力団又は暴力団員及び暴力団準構成員（以下「暴力団関係者」という。）を使用したと認められるとき。</p> <p>10 役員等若しくは使用人が、いかなる名義をもってするを問わず、暴力団又は暴力団関係者に対して金銭、物品その他財産上の利益を不当に与えたと認められるとき。</p> <p>11 役員等が、暴力団又は暴力団関係者と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。</p> <p>12 役員等が、暴力団又は暴力団関係者が経営若しくは運営に実質的に関与していると認められる法人、組合等であることを知りながら、これを利用するなどしていると認められるとき。</p> <p>13 市工事を施工するに当たり、暴力団又は暴力団関係者が経営又は運営に実質的に関与していると認められる会社等と知りながら、下請契約を締結したとき。</p> <p>14 市工事を施工するに当たり、暴力団又は暴力団関係者が経営又は運営に実質的に関与していると認められる会社等と知りながら、資材・原材料等の購入、機械等の借入れ、又は産業廃棄物処理施設の使用をしたとき。</p> | <p>当該認定をした日から12か月以上24か月以内</p> <p>当該認定をした日から6か月以上24か月以内</p> <p>当該認定をした日から4か月以上12か月以内</p> <p>当該認定をした日から4か月以上12か月以内</p> <p>当該認定をした日から4か月以上12か月以内</p> <p>当該認定をした日から4か月以上12か月以内</p> <p>当該認定をした日から4か月以上12か月以内</p> |

| 措 置 要 件  | 期 間   |
|--|---|
| <p>(建設業法違反行為)</p> <p>15 市工事に関し、建設業法（昭和24年法律第100号）の規定に違反し、建設工事等の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき。</p> <p>16 上記以外の建設工事等に関し、建設業法の規定に違反し、建設工事等の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき。</p> | <p>当該認定をした日から<br/>2か月以上9か月以内</p> <p>当該認定をした日から<br/>1か月以上9か月以内</p> |
| <p>(契約締結拒否)</p> <p>17 市工事の請負契約において、落札したにも関わらず、正当な理由なく契約を締結しなかったとき。</p>   | <p>当該認定をした日から<br/>3か月以上9か月以内</p>                                  |
| <p>(不正又は不誠実な行為)</p> <p>18 別表第1及び前各号に掲げる場合のほか、業務に関し不正又は不誠実な行為をし、契約の相手方として不適当であると認められるとき。</p>  | <p>当該認定をした日から<br/>1か月以上9か月以内</p>                                  |
| <p>(私的行為による法令違反)</p> <p>19 別表第1及び前各号に掲げる場合のほか、代表役員等が禁固以上の刑に当たる犯罪の容疑により公訴を提起され、又は禁固以上の刑若しくは刑法（明治40年法律第45号）の規定による罰金刑を宣告され、契約の相手方として不適当であると認められるとき。</p>               | <p>当該認定をした日から<br/>1か月以上9か月以内</p>                                  |